

亀山市告示第38号

亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

亀山市長 田 中 亮 太

亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この告示は、市が行う契約等から暴力団、暴力団関係者等及び暴力団関係法人等を排除することにより、契約等の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る契約

イ 測量、設計監理、地質調査、コンサルタント等に関する委託業務に係る契約

ウ 設備の保守、清掃又は警備、電算システムの開発その他の役務の提供に係る契約

エ 財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売払い、物件の貸付け等に係る契約

オ その他特別の事情があるものとして市長が別に定めるもの以外のもの

(2) 入札参加資格者等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第3項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者

イ 亀山市契約規則第15条第2項ただし書の規定により見積書を徴取する者並びに一般競争入札及びせり売りに参加する者

ウ ア及びイに掲げる者以外のものであって、契約等の相手方となるもの

(3) 法人等 法人その他の団体及び個人をいう。

(4) 役員等 法人にあっては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営を実質的に支配している者を、その他の団体にあっては代表者及び経営を実質的に支配している者を、個人にあっては事業主及び支配人をいう。

(5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(6) 暴力団関係者等 法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、捜査機関等から通報があった者又は捜査機関等が確認した者をいう。

(7) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者等が経営し、又は経営を実質的に支配していると認められる法人等をいう。

(8) 不当介入 契約等に関し行われる暴力的要求行為（法第2条第7号に規定する暴力的要求行為をいう。）その他の不当な要求及び妨害をいう。

（捜査機関等からの通報に伴う対応）

第3条 市長は、入札参加資格者等又はその役員等が別表に掲げるいずれかの場合に該当するものとして捜査機関等から通報があった場合は、その内容を審査し、その事実を確認したときは、前条第1号ア又はイに該当する契約等に係るものにあつては亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）に基づく指名停止を、それ以外の契約等に係るものにあつては指

名停止に準じた措置又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置（以下「指名停止等の措置」という。）を行うものとする。

（関係行政機関等からの情報提供に伴う対応）

第4条 市長は、関係行政機関等から情報の提供があったときは、必要に応じ、入札参加資格者等又はその役員等が別表に掲げるいずれかの場合に該当するかどうかを警察に対し確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、入札参加資格者等又はその役員等が別表に掲げるいずれかの場合に該当することを確認したときは、指名停止等の措置を行うものとする。

（資材等の購入の制限等）

第5条 契約等の相手方（下請負人を含む。第4項において同じ。）は、資材等を購入する者又は役務の提供を受ける者が暴力団、暴力団関係者等又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）であるときは、その者から資材等を購入し、及び役務の提供を受けてはならない。

2 市長は、必要に応じ、下請負人が前項の規定に違反しているかどうかについて、警察に確認するものとする。

3 市長は、前項の規定による確認の結果、下請負人が第1項の規定に違反していることを確認したとき、又は下請負人が同項の規定に違反しているものとして捜査機関等から通報があったときは、契約等の相手方に対しその旨を通知するものとする。

4 市長は、下請負人が暴力団等であると知りながら第1項の規定に違反していると認めるときは、契約等の相手方について指名停止等の措置を行うものとする。

（不当介入に対する措置）

第6条 契約等の相手方は、暴力団等から不当介入を受けたときは、直ちに市長に報告するとともに、警察に通報するものとする。こ

の場合において、当該不当介入により被害を受けたときは、警察に当該被害の届出をするものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに警察と協議を行い、契約等の相手方に対し、その対応について適切に指導するものとする。

3 契約等の相手方は、不当介入について警察が行う捜査に協力しなければならない。

4 市長は、警察から契約等の相手方が第1項の規定による通報又は被害の届出を怠った旨の通報があったときは、契約等の相手方に対し、その事実を確認するものとする。

5 市長は、前項の規定による確認の結果、契約等の相手方が第1項の規定による通報又は被害の届出を怠った事実を確認したときは、指名停止に準じた措置又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うものとする。

6 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、契約期間の延長等の措置をとるものとする。

(契約等の解除等)

第7条 市長は、契約等の相手方となった者に対し指名停止等の措置を行ったときは、当該契約等を解除し、又は取り消すことができる。

(情報の管理)

第8条 市長は、第3条の規定による通報、第4条第1項の規定による情報提供並びに第5条第2項の規定による確認及び同条第3項の規定による通報により知り得た情報を適正に管理し、及び当該情報の漏えいの防止に努めるものとする。

(警察との連携)

第9条 市長は、この告示の施行について、三重県亀山警察と連携しなければならない。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

- 1 暴力団等と認められる場合
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等の威力を利用したと認められる場合
- 3 暴力団等に対し直接又は間接を問わず資金等を供給し、便宜を供与する等、積極的に暴力団又は暴力団関係法人等の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 4 暴力団等と共に食事、遊戯、旅行、スポーツ等をする等暴力団等と密接な関係を有していると認められる場合
- 5 暴力団等の開催するパーティ等に参加し、暴力団等の出席する会合等に同席する等社会的に非難を受ける関係を有していると認められる場合
- 6 暴力団等であることを知りながら役務の提供を受ける等暴力団等を利用したと認められる場合